

第7日（平成17年12月9日 14時53分開議）

●一般質問（答弁）

斉藤守議員（市長・原助役・経済部長・原助役、原助役）

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、新しいコミュニティーについて質問をさせていただきます。

6月議会において私の質問に対し、「坪井地区を24番目の地区コミュニティーとして独立することについて計画を進めており、独立については、平成18年度中には調整し、19年度には新地区コミュニティーと考えております」というふうに、市民生活部長からご連絡がありましたけれども、部長の方からご答弁をいただきました。要するに、19年4月1日から新しいコミュニティーになるということで、地域の方々は、長い間の悲願でありましただけに大変喜んでおりますし、市長の決断に大変感謝しているところでもあります。

そこで、新しいコミュニティーの拠点施設をどうするかという問題で、質問をさせていただきます。

これまで地域の人々は、活動の拠点施設、または地域の人々が集まれる場として、コミュニティーセンター的なものをつくってほしいと、市に再三にわたりお願いをしてまいりました。しかし、実は、市にはコミュニティーセンター的なものという施設はないわけで、一般的には公民館、あるいは、公民館が遠い地区には市民センターの2種類しかないわけです。

しかし、これまで市に話をさせていただきますと、公民館は23コミュニティー25館構想ですべて終了しているから、これ以上は考えることはないんだというふうな冷たいお返事しかいただけなかったわけなんですけれども、坪井の方たち、私自身もそうですけれども、遠慮がありまして、「公民館」という言葉をそこから使わなくなったわけです。

しかし、このたび24番目のコミュニティーという形で23コミュニティー構想が変わったわけですが、25館構想というこれまでの市の計画は、前提が変わったのではないかと思うわけなんですけれども、いかがお考えになられるのでしょうか。

そこで、これまでの23コミュニティーには、どのような施設があり、どのような役割を果たしてきたのでしょうか。また、坪井地区には、どのような施設をいつごろつくっていただけるのかお聞かせください。

次に、ナシの剪定枝についてお聞きいたします。

ナシの剪定枝については、過去は畑で燃やしてオーケーだったわけですが、最近は周りに住宅が多数できたことや、法律や条例の問題もあって、ナシ農家も処理に困っているわけです。

たびたびこの議場でも議題に上っていたかと思えますけれども、市でも、この問題解決のためもあって、平成15年、16年に堆肥化の実験を行いました。私も平成14年、15年ぐらいに質問をした記憶がありますけれども、つい最近の先番議員への答弁を聞く限り、つくられた堆肥の利用の問題で、なかなか前に進んでいないように見受けられます。

また、9月議会におきましては、ビニールハウスのビニール同様に補助を出したらどうかという先輩議員の質問に対しても、「堆肥センターの考え方、剪定枝の使用方法が決まった段階で検討することとしており」というふうなお返事で、堆肥センターができればその補助も考えるよというふうなことでいうと、何か順番が違うのかなというふうな感じで聞いておりました。

今、農家が一番困っているわけで、農家は畑で燃やすことができず、またチップ化して畑にまくという方法も、ナシの病気の問題やチップ化する機械が高いという問題もあり、市の方では、清掃工場に持ち込めば1キロ17円で燃やせますよというふうな指導をしているようですが、1軒で何十トンも持ち込むとなると、この費用もばかになりません。

そこで私の提案は、市では今、堆肥化センターをご検討されているということですので、その堆肥化センターなり再資源化の施設が実際に動き出すまでの間、清掃工場で燃やすとか、先番議員が話しておられた、資源化センターで処理するなどの費用を減額あるいは補助するなどして、畑で燃やさずに清掃工場で燃やす方向に、あるいは補助金を出して資源化センターへの持ち込みを誘導すべきだと考えるのですが、いかがでしょうか。

これはあくまでも、市がやろうとしている再資源のための新しいシステムが動き出すまでの、暫定的な短期の措置として考えてみてくれないだろうかというご提案でございます。

次に、市のさまざまな計画について質問させていただきます。

今議会においても、何人かの議員から市の計画について触れる質問がありました。私は、個々の計画についてではなく、計画のあり方全体について考えてみたいと思いますので、まず、市全体でどれだけの計画があるのかお聞きしたいと思います。

そこで、各部局の現在持っている計画の名称、趣旨、計画年数をお聞きいたします。

それから、今後2～3年の間に作成する予定の計画の名称、趣旨、計画年数、またその作成方法をお知らせいただければと思います。

各部長からご答弁いただきたいと思ったのですが、そうしますと1時間近くもかかりそうですし、議会運営委員会の中でも、申し合わせで、そうしたやり方は好ましくないということでもございますので、企画部長の方からまとめてご説明いただければと思います。

以上、1問といたします。

[市長登壇]

●市長（藤代孝七） 齊藤守議員のご質問にお答えをいたします。

これまでも坪井地区のコミュニティー施設等につきましては、議会等においていろいろご要望やご議論をいただいていたところでもございます。私といたしましては、これからも一人でも多くの方に地域のまちづくりに参加をいただきたいと考えておりますし、市民との協働をより一層具体的に展開していくことが不可欠であると考えてございます。

そのためには、地区の活動拠点となる施設は何としても必要であろうと考えておりますし、そのようなことから、この地区の活動拠点となる公民館を設置する方向で、検討を進めてまいり所存でございます。

第2の質問につきましては、原助役の方からお答えさせていただきます。

[助役登壇]

●助役（原宏彰） ただいま市長からご答弁申し上げました坪井地区の公民館の設置について、残余の質問にお答え申し上げます。

現在、本市では、23地区コミュニティーの中でさまざまな活動が展開されております。児童ホームや老人憩の家などは、子供やお年寄りの身近な触れ合いや活動の場として利用されております。また公民館は、市民と行政の協働を基本としたまちづくりを積極的に推進する活動拠点施設として、いわゆる23地区25館構想を進めてまいった経緯がございます。

ご質問の坪井地区は、坪井地区特定区画整理事業が進み、昨年、まち開きが行われ、新しい住民がふえつつあります。今後は、この事業による人口増加が見込まれていることから、総合計画にありますように、豊富地区コミュニティーから分離独立し24番目の地区コミュニティーとするために、担当部において、現在、地元との調整を進めております。

市といたしましては、これにあわせ、地元自治会等から要望があります施設の設置につきましては、さきの25館構想を引き続き生かし、地区内に拠点となる公民館を設置する方向で検討を進めてまいります。

なお、設置の時期等につきましては、現時点で確たることを申し上げる段階には至っておりませんが、併設すべき他の施設の調査検討を含め、今後、4年から5年先に設置できるように作業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

[経済部長登壇]

●経済部長（金子正雄） ナシの剪定枝処理についてお答えいたします。

この問題は、前議会でもご質問いただいている件でございますけれども、ナシ剪定枝及び牛のふん尿を原料といたしまして堆肥をつくる研究を平成14年度から実施しておりまして、平成15年、16年度にできた堆肥を野菜畑に使用し、その結果、おおむね良好な堆肥ができております。

これらのことを踏まえまして、現在、堆肥センターの建設を検討しておりますが、堆肥センターの事業化に当たり、当該堆肥の需要等、若干の課題がございますので、ただいま果樹園芸組合、園芸協会、畜産協会、関係機関等と協議をいたしているところでございます。

ご質問の堆肥センターが稼働するまで、ナシ剪定枝の処理に対する補助ということでございますが、堆肥センターの方針決定とあわせて、暫定処理についても検討してまいりたいと考えております。

#### [助役登壇]

●助役（原宏彰） 次に、各部局で現在持っている計画につきまして、幾つか例示をさせていただきますと思っております。

まず、本市の運営指針であります船橋市総合計画ですが、これはご存じのとおり、基本構想、基本計画、実施計画から構成をされ、基本構想については平成32年度を目標年次としております。

次に、船橋市地域福祉計画でございますが、これは市が果たすべき役割と、市民1人1人や地域に期待する役割を明記し、両者がその役割を果たしていくことで、だれもが住みなれた地域の中で暮らしていける共助社会の構築を目指したものとなっております。計画期間は、平成17年から21年度までの5年間でございます。

次に、船橋市都市計画マスタープランでございます。これは、目指すべき将来都市像とその実現のための主要課題を整理し、船橋のまちづくりに関する目標を定め、また、市内各地域の個性を生かしたまちづくりの方針を定めたものでございます。平成13年に策定し、おおむね20年間を計画期間としております。

最後に、ふなばし一番星プラン、生涯学習基本構想・推進計画についてご説明をさせていただきます。これは、生涯学習のより一層の推進を目指し、本市に生涯学習推進に当たっての基本的な方向を明らかにし、関連する施策に総合的かつ体系的に取り込むための計画を策定したものでございまして、計画期間は平成12年から23年度となっております。

続きまして、策定または改定する予定の計画といたしまして、船橋市国民保護計画と船橋市一般廃棄物処理基本計画についてご説明をさせていただきます。

まず、船橋市国民保護計画についてでございますが、これは、武力攻撃事態等や緊急対処事態において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関し作成するもので、パブリックコメントや審議会を経て、来年度中に策定する予定

でございます。

次に、船橋市一般廃棄物処理基本計画でございます。これは、平成9年度に作成をいたしました現在の計画を見直すものでございまして、一般廃棄物の発生量や処理量の見込み、また排出抑制の方策など、処理を実施するものに関する基本的事項等に関して定めるものでございます。

計画期間は、平成19年度から33年度の15年間でございまして、現在、市民公募から成りますごみゼロ検討委員会を発足いたしまして、基本計画策定に向けて、ごみの処理全体に対して幅広く意見を集めて、素案を策定している段階でございます。今後、パブリックコメントや審議会を経て、基本計画を策定する予定でございます。

現在、本市では計40ほど計画がございます。このうち幾つかの計画につきましてご説明をさせていただきました。今後、相当数の見直しも予定されているところでございます。

以上です。

#### [斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 本当にありがとうございます。公民館をつくっていただき、それから、子供やお年寄りのための施設もあわせてご検討いただくということで、心から感謝を申し上げます。

平成19年4月に新しいコミュニティーとして発足した後、今のお話ですと、4年から5年ということですから、21年か、遅くとも22年ぐらいには今の施設ができるということと理解しておるわけですが、この地域には活動の拠点となる施設が現在ないわけで、これから自治連合会の会議をやるにしても、どこかの町会の会館を借りるかしなければならないわけですね。そういう意味でいうと、町会用の施設ですから、広さの面でも大変だろうなというふうに心配するわけでもあります。

また、地区社協を立ち上げるにも、事務所の場所も、あるいはお年寄りに集まっていたく場所もないわけですね。また、子供たちが集まり過ごす場所も当分の間はないわけで、公民館ができるまで、この間どのように活動を組み立てていくか心配であります。この辺の苦渋をご理解いただき、何とか一日でも早くつくってくださるようお願い申し上げます。これは要望でございます。

それから、堆肥センターの件ですけれども、堆肥センターの方針を早急に、ぜひ今年度中にも決定していただき、そのシステムが軌道に乗るまで、何とか畑で燃やさなくてもよくなるような、あるいは農家の方が始末書を何枚も何枚も書かなくても済むような誘導策を、来年度からでもぜひ行っていただけるよう要望いたします。

それからもう1点、先ほど助役の方から、計画自体が主なものでも40以上あるということで、これを全部説明していただくと30分近くかかっちゃうからということで、要約して本当に主なものの中の主なものだけ説明していただいたわけなんですけれども、なぜこんなこ

とを聞くかという、実は私、6月議会において、次世代育成支援行動計画、あいプランの計画の内容について、子供の権利条例は、市として実施していくには問題があるのではないかという観点から質問をいたしました。

これをインターネットでごらんになったある市民の方から、私の主張はそのとおり同感だ。だがしかし、計画には問題があると思うけれども、計画として市民に発表する前に、議会で十分議論もしているのだろうし、計画ができ上がってから、その問題点をあげつらうのはいかなものだろうかとおしかりをいただきました。私もそのおしかりについてはそのとおりだと思って、そのとおりだとお答えしたわけですが、その後その方に、実は市のさまざまな計画については、議会はノータッチででき上がった基本計画などが、議会の休会中に控室に置かれているだけなのだと説明すると、大変驚かれていました。とともに、それは議会の怠慢だと、またおしかりをいただきました。

先ほど助役から答弁をいただいた船橋市の計画のうち、議会に諮られたのは平成12年の船橋市総合計画、271ページあるんですけども、これの10ページ分が基本構想です。そして、残り200ページ以上は基本計画です。それで、この10ページ分の基本構想が議会に諮られて可決されたわけですが、これは船橋の今後20年間の基本的な理念を書かれているようなもので、具体的な政策についてはこの基本計画の方に入っているわけで、議会には諮られておりません。

先ほどお答えいただいたこれのほかに、都市計画マスタープランは20年間の計画でもありますし、緑の基本計画も20年、商工振興ビジョンは10年、環境基本計画は14年等々、長い将来の船橋を縛る計画もすべて、この10ページの基本構想以外は議会の議決を経ていないわけです。

すべての計画を議会に諮れと言うつもりはありませんけれども、市長の任期が4年ということを見ると、4年を超えるもの、5年以上の計画については議会に諮るべきと考えるのですが、いかがでしょうか。議会に諮ると、何か問題点があるでしょうか。

以上、2問としてお聞きいたします。

[助役登壇]

●助役（原宏彰） 長期にわたる計画、こういうものは議会で議論すべきとのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問者のおっしゃるとおり、船橋市総合計画の基本構想につきましては、地方自治法第2条第4項の規定によりまして議会の議決を経て定めておりますが、それ以外の計画につきましては、議会にお諮りしていないところでございます。

確かに地方自治法96条第2項に規定において、議会で議決すべき事件を条例で独自に定めることは認められておりますので、地方公共団体みずからの権限によって、ご質問の件に関しては条例を制定し、議決事項とすることは可能でございます。

しかしながら、このことは、直接選挙で選ばれ、市を統括し代表するとともに、執行機関として市の事務を管理執行する職責を負う市長と、同じく直接選挙で選ばれ、議会として独立の立場で法令上の権限を行使し、執行機関に牽制を加え、相互の均衡と抑制のもとに円滑な自治を遂行することが期待されている議会という、この両者の関係、役割分担の根幹にかかわる問題でございます。

例えばどのような計画を対象として選定するのか、そして対象として選定された計画については、長の側にはどの程度までゆだねられることになるのか。また、法令に基づく計画については、それぞれの根拠法による制約があるかと思いますが、それをどのように考えるのか。また、総合計画のように、審議会の委員として議員の代表が策定段階から参画をしておられ、その上で、その議を経て策定されているものもでございます。こういったものとの整合性をどのように図っていくのか等々、さまざまな点が考慮すべき要件としてあろうかと考えております。

長期にわたる計画については議会に諮るべきとのご意見ですが、地方自治法第96条において、議会の議決すべき事項が重要な事項に限定されて列挙されている趣旨や、ただいま申し上げましたようなさまざまな点を考えれば、なかなか難しい点があろうかと考えております。

なお、現在におきましても、必要に応じ、策定段階においても議会へ報告をさせていただいておりますし、こうしたことにつきましては、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 率直なご答弁、ありがとうございました。市長は選挙で選ばれた市長でございますから、市民の代表として、その政策を計画策定の段階から、ワークショップや審議会、または、これからはパブリックコメントを求めるなどして作成していくとされております。また、政策の実行に当たっても市民との協働を図っていくなど、大変すばらしいことであると思います。そうした市長の政治姿勢については、敬服こそすれ、これを否定するものではありません。

しかし、この計画から実行までの過程の中で、議会はその年度の20年間の計画の中の実行にいつつ、その年度の予算審議のところと、実行が終わった翌年度の決算審議だけしか正式な議論は行えないということになってしまっているわけです。市長がよく言われる、議会と市長は緊張関係を持った車の両輪でありたいという点から考えると、果たしてこれでいいのかと疑問を持つのは私だけではないと思う自体です。

この場で助役とこれ以上議論をすべき内容でもないでしょうから、今後は場所を変えて議論してまいりたいと思います。

最後に1点、ご指摘だけさせていただきますけれども、答弁の中にあつた「現在におきまし

ても、必要に応じ、策定段階におきましても議会へ報告させていただいております」という点ですけれども、先ほど私の第2問で申し上げましたとおり、ほとんどの計画は、3月議会が終わる3月末ごろ、きれいに製本されて、議員控室に置かれているだけというのが実態であります。中には1冊しか置かれていないものもあり、あるいは、中には議員の数だけあるものもございます。

こういうことは、策定段階ということではなく、策定後というふうに理解するしかないと思うんですけれども、議会にはいろんな委員会もございますし、そういう場を通じて報告いただくというのも1つの方法かとは思いますが。一応お伝えだけして、質問を終わらせていただきます。

以上です。